

「が当該」を「がこれらの」に、「には、当該」を「には、これらの」に、「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第四号」に改め、同項第二号中「前号、」を「の規定、前号の規定若しくは」に改め、「これらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権（当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第一号において同じ。）」を、「又はこれらの資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項第三号中「当該資産」の下に「又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権」を加え、同項に次の一号を加える。

四 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地等が第一項第一号、第二号、第三号の二若しくは第三号の三の規定若しくは第一号の規定に該当することとなつたことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合又は配偶者居住権の目的となつてゐる建物が同項第一号、第二号若しくは第五号の規定に該当することとなつたことに伴い当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合において、これらの権利の対価又はこれらの権利の損失に対する補償金で政令で定めるものを取得するとき（第二号

に掲げる場合又は政令で定める場合に該当する場合を除く。）。

第三十三条の二第二項第一号中「当該資産」の下に「又は当該資産に係る配偶者居住権」を、「の資産」の下に「その他のこれらに代わるべき資産」を加える。

第三十三条の三第二項中「権利及び」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第三項中「権利」を「権利若しくは施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改め、同条第四項中「権利及び」を「権利若しくは防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利及び」に改め、同条第五項中「権利」を「権利又は防災施設建築物の一部についての借家権を取得する権利」に改める。

第三十三条の四第一項中「土地等又は」を「土地等、」に改め、「ある資産」の下に「若しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は同項第四号に規定する権利」を加える。

第三十三条の六第一項中「による施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による施設建築物の一部についての借家権」を、「防災施設建築物の一部」の下に「若しくは同条第五項の規定による防災施設建築物の一部についての借家権」を加え、「の取得を」を「若しくは同条第三項の規定による施

行再建マンシヨンの部分についての借家権の取得を」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「平成三十二年十二月三十一日」を「令和二年十二月三十一日」に改め、同項第二十二号の二中「第五条第三項第二号」を「（平成七年法律第百二十三号）第五条第三項第二号」に改める。

第三十五条第三項中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第三十五条の二に見出しとして「（特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）」を付する。

第二章第四節第六款の二に次の一条を加える。

（低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除）

第三十五条の三 個人が、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内にある土地基本法（平成元年法律第八十四号）第十三条第四項に規定する低未利用土地（以下この項及び次項第二号において「低未利用土地」という。）又は当該低未利用土地の上に存する権利（以下第四項までにおいて「低未利用土地等」と総称する。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超

えるものの譲渡を令和二年七月一日から令和四年十二月三十一日までの間にした場合（当該譲渡の後に当該低未利用土地等の利用がされる場合に限る。）には、その者がその年中にその譲渡をした低未利用土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四又は第三十七条の八の規定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の低未利用土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用については、同条第一項中「長期譲渡所得の金額（とあるのは、「長期譲渡所得の金額から百万円（長期譲渡所得の金額のうち第三十五条の三第一項の規定に該当する同項に規定する低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額が百万円に満たない場合には、当該低未利用土地等の譲渡に係る部分の金額）を控除した金額」とする。）とする。

2 前項の低未利用土地等の譲渡には、譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、次に掲げる譲渡を含まないものとする。

- 一 当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してする譲渡
- 二 その譲渡の対価（当該低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地の上にある資産の譲渡の対価を含む。）の額が五百万円を超えるもの

三 所得税法第五十八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であつた土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。）を当該前年又は前々年中にした場合において、その者が当該譲渡につき同項の規定の適用を受けているときは、適用しない。

4 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする低未利用土地等の譲渡の後の利用に関する書類その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条の見出しを削り、同条中「又は」を「第三十五条の二第一項又は」に改める。

第三十六条の二第一項及び第二項並びに第三十六条の五中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「平成三十二年十二月三十一日（次の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（次の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に、「及び第七号」を「及び第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、「収入金額の百分の八十」の下に「（当該譲渡をした資産が同表の第二号の上欄に掲げる資産（令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十。以下この項において同じ。）」を加え、同項の表の第一号の上欄中「第七号」を「第六号」に改め、同号の下欄中「この号から第四号まで」を「第三号まで」に改め、同表の第三号の下欄中「及び第五号」を削り、同表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号の上欄中「に耐火建築物」を「に耐火建築物等」に、「準耐

火建築物」を「準耐火建築物等」に、「第二条第九号の二」を「第五十三条第三項第一号イ」に、「耐火建築物又は同条第九号の三」を「耐火建築物等又は同号ロ」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第七号を同表の第六号とし、同表の第八号を同表の第七号とし、同条第三項及び第四項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号）」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同条第十項中「の第七号」を「の第六号」に、「〔第七号買換資産〕」を「〔第六号買換資産〕」に改め、同項各号中「第七号買換資産」を「第六号買換資産」に改め、同条第十二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「第七号」を「第六号」に改める。

第三十七条の三第一項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第二項中「第三十七条第十項の」を「第三十七条第一項に規定する譲渡をした資産が同項の表の第二号の上欄に掲げる資産に該当するものであり、かつ、取得をした、若しくは取得をする見込みである資産が同号の下欄に掲げる資産に該当するものである場合において同項の規定の適用を受けたとき又は同条第十項の」に改め、同項第一号中「第三十七条第

十項第一号」を「第三十七条第一項の表の第二号の下欄に掲げる資産に該当するもの又は同条第十項第一号」に改める。

第三十七条の四中「平成三十二年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第七号）を「令和五年十二月三十一日（第三十七条第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「平成三十二年十二月三十一日（第一項の表の第七号）」を「令和五年十二月三十一日（第一項の表の第三号又は第五号の上欄に掲げる資産にあつては令和三年三月三十一日とし、同表の第六号）」に、「同年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日とする。」に改め、同表第三十七条の二第二項の項中「第七号」を「第六号」に改め、同条第三項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「第三十五条の二」の下に「第三十五条の三」を加え、同項第三号中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

第三十七条の九第一項中「第三十五条の二」の下に「第三十五条の三」を加える。

第三十七条の十一の三第一項中「この条から」を削り、同条第三項第一号中「」に「」の長に
に、「この条、次条第五項及び第三十七条の十一の六第二項」を「第六項まで」に改め、「代えて行う」
の下に「電磁的方法」を、「利用する方法」の下に「をいう。次条第一項及び第三十七条の十一の六第
二項において同じ。」を加え、同項第二号中「基づき当該口座」の下に「に係る振替口座簿」を加え、
同条第四項中「定めるものをいう」の下に「。次条第一項において同じ」を、「この項」の下に「、次項
及び第七項」を加え、同条第五項中「及び当該」を「並びに当該」に改め、同条第六項中「届出書に」を
「特定口座開設届出書に」に改める。

第三十七条の十一の四第一項中「。以下この条から」を「。以下」に改め、「開設する営業所」の下に
「の長」を加え、「第五項」を「以下この項」に、「提出」を「提出（当該特定口座源泉徴収選択届出書
の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項の提供で、その
者の住民票の写しその他の財務省令で定める書類（同条第二項において「住所等確認書類」という。）の
提示又はその者の署名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの（同項において「特定署名用電子証明
書等」という。）の送信と併せて行われるものを含む。）」に、「（以下この条から第三十七条の十一の

六まで」を「（以下同条まで」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十七条の十一の六第二項中「非居住者は」の下に「、特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている」を「当該」に改め、「及び次項」を削り、「を、その源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。次項において「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」という。）をしなければ」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をした」に改める。

第三十七条の十三第一項第二号を次のように改める。

二 内国法人のうちその設立の日以後十年を経過していない株式会社（中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。） 当該株式会社により発行される株式で次に掲げるもの

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされるもの

ロ 金融商品取引法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務を行う者（財務省令で定めるものに限る。）が行う同項に規定する電子募集取扱業務により取得をされるもの

第三十七条の十三第一項第三号中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十三の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第一項中「上場株式等又は」を「上場株式等、」に、「（次項）」を「又は特定非課税累積投資契約に基づき当該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当該非課税

口座に保管の委託がされている第三号に掲げる第一号に規定する上場株式等若しくは第四号に掲げる第一号に規定する上場株式等（次項）に改め、同項に次の二号を加える。

三 当該非課税口座に設けられた特定累積投資勘定に係る上場株式等で前号イ又はロに掲げるもの 当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

四 当該非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定に係る上場株式等で第一号イからハまでに掲げるもの 当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に行う当該特定非課税累積投資契約に基づく譲渡

第三十七条の十四第二項及び第三項中「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第四項中「又は累積投資勘定」を「累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に、「又は非課税累積投資契約に基づく」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づく」に、「第三十五項」を「第三十一項」に改め、同項第一号中「及び第四号」を「第四号及び第六号」に改め、「非課税管理勘定」の下に「若しくは特定非課税管理勘定への

移管、特定非課税管理勘定から当該特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座に係る他の年分の特定非課税管理勘定」を加え、同項第三号中「又は非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第五項第一号中「政令」を「その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に、政令」に、「を設定しようとする」を「に設ける勘定の種類、当該」に、「若しくは」を「又は」に、「若しくは雑所得」を「又は雑所得」に改め、「（以下この号において「口座設定に関する事項」という。）」を削り、「。」で、非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書を添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）を当該金融商品取引業者等の営業所の長に「を」の「に改め、「又は非課税口座簡易開設届出書」を削り、「代えて行う」の下に「電磁的方法（」を、「利用する方法」の下に「をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「設定された」を「開設された」に、「及び非課税累積投資契約」を「非課税累積投資契約及び特定非課税累積投資契約」に改め、同号イ中「平成三十五年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同号ロ中

「平成四十九年十二月三十一日」を「令和二十四年十二月三十一日」に改め、同号に次のように加える。

ハ 特定非課税累積投資契約 令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日までの期間

第三十七条の十四第五項第二号中「第二十七項」を「第二十二項」に、「同項に規定する提出をした者が」を「提出をした者（第四号及び第六号において「継続適用届出書提出者」という。）が出国（」に改め、「[出国]」の下に「をいう。第四号及び第六号において同じ。」を加え、「第二十九項」を「帰国届出書の提出（第二十四項）に、「提出が」を「提出をいう。第四号及び第六号において同じ。」が」に改め、「、ロ」の下に「又は第六号二」を加え、同号イ中「第四号イ」の下に「及び第六号イ」を加え、同号イ(1)中「第四号」の下に「及び第六号」を加え、「同号」を「第四号及び第六号」に改め、同号イ(2)中「開設された」の下に「未成年者口座（」を、「未成年者口座」の下に「をいう。第六号並びに第二十八項及び第二十九項において同じ。」を加え、「同項第三号」を「未成年者非課税管理勘定（同条第五項第三号」に、「。ロ」を「。第六号において同じ。」をいう。ロ」に改め、同項第三号イを次のように改める。

イ 当該勘定は、平成二十六年一月一日から令和五年十二月三十一日までの期間内の各年（累積投資

勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

第三十七条の十四第五項第三号ロ中「は、当該」を「は、」に、「非課税適用確認書の提出、非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。以下第七項までにおいて同じ。）」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項第四号中「ものをいう。」を「ものをいう。第六号において同じ。）」に、「同号イ及び」を「同項第二号イ及び」に、「に限り、第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する」を「（以下第六号までにおいて「累積投資上場株式等」という。）に限り、継続適用届出書提出者が」に、「第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出」を「帰国届出書の提出」に、「上場株式等の譲渡」を「累積投資上場株式等の譲渡」に、「上場株式等は」を「累積投資上場株式等は」に改め、同号イ中「以下この号に」を「イに」に、「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、「四十万円」の下に「（ロに掲げる累積投資上場株式等がある場合には、当該累積投資上場株式等の取得に要した金額として政令で定める金額を控除した金額）」を加え、同号ロ中「イに」

を「イ及びロに」に、「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいう。ロにおいて同じ。）から、当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる累積投資上場株式等

第三十七条の十四第五項第五号中「上場株式等」を「累積投資上場株式等」に改め、同号イを次のように改める。

イ 当該勘定は、平成三十年一月一日から令和二十四年十二月三十一日までの期間内の各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除く。ロにおいて「勘定設定期間内の各年」という。）においてのみ設けられること。

第三十七条の十四第五項第五号ロ中「は、当該」を「は、」に、「非課税適用確認書の提出、非課税口座簡易開設届出書」を「非課税口座開設届出書」に、「第二十六項」を「第二十一項」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 特定非課税累積投資契約 第九条の八（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定並びに第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び前三項の規定の適用を受けるために第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る契約で、その契約書において、上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと、当該特定累積投資勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第三号に掲げる上場株式等（累積投資上場株式等）に限り、継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をした上場株式等であつてイに掲げるものを除く。以下この号及び次号において「特定累積投資上場株式等」という。）のうちイ及びロに掲げるもののみを受け入れること、当該特定非課税管理勘定においては当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同項第四号に掲げる上場株式等（継続適用届出書提出者が出国をした日からその者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間に取得をしたもの、第二十九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をしたもの、

その年分の特定累積投資勘定に特定累積投資上場株式等を受け入れる時前に取得をしたものその他の政令で定めるものを除く。）のうち八からホまでに掲げるもののみを受け入れること、当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当該金融商品取引業者等への売委託による方法、当該金融商品取引業者等に対してする方法その他政令で定める方法によりすること、当該特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等は、第四号口の移管がされるものを除き、当該特定累積投資勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されること、当該特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日において当該特定非課税管理勘定に係る上場株式等は当該特定非課税管理勘定が設けられた口座から、政令で定めるところにより他の保管口座に移管されることその他政令で定める事項が定められているものをいう。

イ 当該口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの期間（イにおいて「受入期間」という。）内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得を

した特定累積投資上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした特定累積投資上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う特定累積投資上場株式等の募集により取得をした特定累積投資上場株式等のうち、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもので当該受入期間内に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額が二十万円（二に掲げる上場株式等がある場合であつて、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から百二十万円を控除した金額が零を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの

ロ イに掲げるもののほか政令で定める特定累積投資上場株式等

ハ 次に掲げる上場株式等で、当該口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、(2)の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が百二十万円（二に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

(1) 当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2) 当該特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定（次条第五項第四号に規定する継続管理勘定をいう。二において同じ。）から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等（二に掲げるものを除く。）

二 他年分非課税管理勘定（当該特定非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいう。二において同じ。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、当該継続管理勘定に係る未成年者口座を開設した者がその年一月一日において十八歳である年の前年十二月三十一日の翌日）に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等